

# 建 議 書

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

津山市農業委員会



## 津山市農業振興施策等に関する建議

我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷等、これらに起因する遊休農地の拡大と食料自給率の低下など様々な問題に直面しています。

政府は、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定して、農業政策の見直しを行いました。が、収益性を確保できる一部の農業者に農業を担わせる傾向が強く、高齢化の進行と相まって、多数の零細農家が淘汰される危険性も懸念されています。

このような状況の中、本市における農業・農村を取り巻く状況は、「農業従事者の高齢化」や「後継者・担い手の減少」による「地域活力の低下」や「遊休農地の増加」、「有害鳥獣による農作物への被害」等、喫緊の課題が山積しております。

また、農業・農村が持つ国土保全・水源涵養・景観形成等多面的機能についても、地域の共同活動によって支えられていますが、その多面的機能の発揮にも支障が生じており、永年にわたる営農作業を通じて培ってきた人間関係と独自の地域文化が失われてしまう危険性も否定できません。このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるよう、農村地域の活性化の取り組みが求められています。

このような窮状にある今こそ、意欲ある農業者を一人でも多く掘り起こし、将来に希望を持って農業に従事し、収益を上げることが出来る環境を早急に整備していくことが必要であると考えます。

宮地市長におかれましては、2期目の新たな市政運営をスタートされ、2年目を迎えたところであります。

昨年は、本市の持続可能なまちづくりを推進し、今後の経済成長を実現するための指針となる「津山市成長戦略」が策定され、その中では、「農林業」分野も成長分野の一つと位置づけられました。また、本年度においては、本市の30年後を見据えた平成28年度から平成37年度までの10年間の計画である「第5次総合計画」の策定を進められており、今後の取り組みについて大いに期待しているところであります。

つきましては、本市の基幹産業であります農業の持続的発展と農業経営の安定及び向上を図るため、国の農業施策や平成28年度農業関連予算についてご配慮いただき、建議項目について必要な施策が講じられますよう農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議します。

平成27年7月15日

津山市長 宮地 昭 範 様

津山市農業委員会  
会 長 日 笠 治 郎

# 建 議 項 目

## 1 . 新規就農者、担い手への農地集積と担い手確保・育成について

農業従事者の高齢化や後継者不足は、食料自給率の向上はおろか、耕作放棄地の増加による環境悪化を招くとともに、地域農業を維持することすら困難となり、農村集落自体の衰退が危惧されます。これらの問題を解決するためには、新規就農者への支援、担い手及び後継者の育成と確保、集落営農組織の推進等が求められておりますので、次に掲げる施策の効果的な実施をお願いします。

### (1) 集落営農の推進について

小規模兼業農家・高齢農家が多い集落に対して、集落営農の組織化は重要な施策でありますので、集落営農の推進と、現在ある集落営農組織に対する法人化に向けた支援をお願いします。

集落営農組織、集落営農法人については、新規就農希望者の農業体験の受け入れや交流など、他市町村からの転入も含め、地域に新たな農業者が定着できるような活動の推進と支援をお願いします。

中心となるリーダーの育成と併せて、集落営農育成事業を活用した農業機械購入時の補助金制度の有効活用等、生産者の経費節減につながる支援をお願いします。

### (2) 担い手農家等の育成と支援について

農地の利用集積の促進を図るため、受け手となる認定農業者・農業生産法人等地域の中核となる担い手農家の面的集積に対し、市独自の補助金制度の創設をお願いします。

規模拡大農家や新規就農者の負担軽減のため、農業廃止や規模縮小により、稼働するのに使用されなくなった農機具等を市で登録し、必要とする農家への貸出し等の情報提供を行う農機具バンク制度の創設をお願いします。

「人・農地プラン」は、集落・地域における農業経営の方向性を示すものであることから、各地域の実情に即した実効性の高いプラン策定を図るようお願いします。

農地中間管理機構による担い手等への農地集積の仕組みが始まり2年目を迎え、本市では補助職員が配置されたところですが、全県的に機構の活用が進んでいない現状にあります。担い手への機構を活用した利用集積に、より一層の取り組みをお願いします。

担い手農業者の後継者への円滑な経営継承こそが「青年就農の促進」の近道です。しかし、新規就農者への支援に比べると、後継者に対する支援は少ない現状にあります。後継者の他産業への流出を防止し、魅力ある産業として農業に取り組めるよう、後継者への奨励金貸付等の支援体制の充実をお願いします。

### (3) 新規就農者の支援について

新規就農者にあっては、「農地の確保」「農業知識・技術の習得や相談」「資金・農業機械・住居・販売先の確保」「生産者ネットワークや地域との関わり」が大きな不安材料です。しかし、市外からの農村集落への新たな住民の転入は、農村集落の活性化にもつながります。国の「青年就農給付金」、岡山県が取り組んでいる、「就農促進トータルサポート事業」等を活用し、ＪＡ・認定農業者等と連携した受け入れ態勢の整備、空き農家、空き農地の情報提供による定住支援の推進、新規就農者に対する貸出農地の情報提供を行う農地バンク制度の創設に向けた取り組みをお願いします。

## 2. 耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取り組みについて

耕作放棄の主な要因として、農業の収益性が低いことや農業者の高齢化による労働力不足、有害鳥獣被害、土地持ち非農家の増加などがあげられますが、営農条件の整備された農地においても、耕作放棄地が増加する傾向にあります。

農地を保全管理していくことは、食料生産基盤の確保という本来的な役割のみならず、水源涵養、洪水防止等の多面的機能の維持や、農村地域における集落機能を維持していく上でも極めて重要な意味を持っています。

農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策を目的に、毎年農地利用状況調査を実施しています。調査で判明した遊休農地については、所有者への指導等を行っていますが、抜本的な遊休農地の減少、解消のためには、市の効果的な支援策が必要です。遊休農地解消のため、次の施策を講じられるようお願いいたします。

畜産農家と耕種農家との連携による耕作放棄地再生利用に向けた取り組みについて検討をお願いします。

耕作放棄地の解消に向けた取り組みとして、農地中間管理機構が借り受けられない農地について、一定条件の下、新たな受け手が見つかるまでの間、農地を適正に管理する集落営農組織の育成やＪＡ・円滑化団体等による保全管理を行う仕組みを構築するための検討をお願いします。

農地は水源涵養、洪水防止等の多面的機能を有しています。守るべき農地とそれ以外の農地について線引きを行い、それ以外の農地については、多面的機能を維持しつつ、有害鳥獣の生息地となる里地里山としての利用を図るなど、有効な活用に向けて整備・保全を行う仕組みを構築するための検討をお願いします。

耕作放棄地の解消は、農地保全及び農業生産性の向上につながります。については、耕作放棄地の復元にあたり、作付け推奨作物の推進や新たな奨励金制度の創設等、農業者や地域が意欲を持って取り組める支援制度の検討をお願いします。

農村は、農村社会全体で農村資源（水源である森林、農地、農道、水路等）を管理し多面的機能を維持しています。昨年創設され、今年度から法制化された日本型直接支払制度の実施にあたっては、より多くの地域が活動に取り組めるよう面積要件等について、十分配慮いただきますようお願いいたします。

また、大規模農家の育成に加え、定年帰農者や女性、高齢者が働き続けられる環境整備など小規模農家も共存できる新たな対策を講じられますようお願いいたします。

### 3．有害鳥獣対策について

有害鳥獣のシカやイノシシによる農作物被害が多発し、被害地域も拡大しています。有害鳥獣による農作物への被害は、単なる農業収入の減少のみならず、農業者の生産意欲の低下を招き、これが有害鳥獣の生息域となる耕作放棄地の増大につながり、更なる被害の拡大を引き起こしています。

市においては電気柵設置補助金や駆除班による駆除活動等などが行なわれておりますが、被害は減少していない状況であることから、次の事項について対策を講じられますようお願いいたします。

被害額の大きいイノシシについては、現状では防護柵の設置による被害防除が基本となっておりますが、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用した、駆除体制の更なる強化、地域ぐるみで行う被害防止活動や侵入防止柵の設置、新技術の実証等を行い、被害縮小に向けた取り組みを講じられますようお願いいたします。

狩猟者の人材確保・育成の観点から、狩猟免許取得者の拡大ならびに若返りのための支援、電気柵設置や捕獲機材購入に対する市独自の財政支援の更なる拡充・増額をお願いいたします。

有害鳥獣対策については、単独市町村のみでの対応では困難な点が多いため、周辺市町村とも連携し、広域的な対策が講じられるよう、働きかけをお願いいたします。

### 4．6次産業化・地域特産物の育成について

本市では、水稻を中心に野菜、果樹、畜産など多彩な農業が営まれています。しかしながら、農産物価格の低迷、肥料や燃料を初めとする農業諸資材の高騰、消費税増税等により、認定農業者でさえ他産業並みの所得を確保することは厳しい状況にあります。農産物を一生懸命作っても、その努力が生活の安定や向上につながらず、「儲からない農業」となり営農意欲の低下を招いています。

農家が意欲的に農業に取り組むためには、農産物を作って売ったら儲かるという体制作りが必要であり、そのためには、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取り組みによる経営の改善を後押しすることが極めて重要と考えますので、次の取り組みを図られますようお願いいたします。

6次産業化の推進にあたっては、農業者が主体となって多様な業種と連携していく取り組みや、地域活性化に重要な役割を果たしている女性の能力が積極的に発揮されることが必要不可欠と考えます。農業分野への女性の進出がより図られますよう支援体制の更なる強化をお願いいたします。

雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農業生産と加工・販売の一体化の推進や、地域資源を活用した新たな産業の創出を推進するなど、農山村の6次産業化への取り組みをお願いいたします。

地元産農産物を使用した加工販売等の新たな企業誘致を図り、農家世帯員の雇用の確保と地元産農産物の利用拡大を図る取り組みをお願いいたします。

消費者の求める安全・安心で品質の高い「津山産小麦」等、津山産農産物のブランド化事業の更なる推進をお願いします。

耕畜連携による美味しく安全安心な「つやま和牛」ブランド化事業の更なる推進をお願いします。

国では、6次産業化・地産地消法に基づいた各種施策を行い、6次産業化の推進を図っています。これらの施策の普及・啓発に努め、特産品の創設に努力している経営体の育成、及び、農産物の付加価値を高めるため、商工業者と連携した商品開発の推進をお願いします。

## 5 . 地産地消の推進・食育対策について

地産地消を一層推進するため、地域の伝統的な食文化を家庭や学校で伝える食育を支援し、地元住民の食と農の知識や理解を深めるため、次の取り組みをお願いします。

食物や農業に対する理解を深め、消費者の安全・安心の要望に応えるために、都市住民と農業集落との交流の推進をお願いします。

地産地消の拡大のため、農産物直売所や朝市等の開設・運営の支援をお願いします。

自然の恩恵や「食」に対する市民の理解を深めるため、農業体験の機会を広く提供できる市民農園等の施策の充実をお願いします。とりわけ、次世代を担う子供たちの農業体験学習を通じ、農業への理解促進に寄与する学童農園の推進については、教育事業としての更なる取り組みをお願いします。

学校給食における地元産農産物の使用拡大や、地域の伝統料理の調理実習の推進をお願いします。

有機無農薬栽培等、安全・安心な作物栽培農家に対する支援及び販路拡大の推進をお願いします。

## 6 . T P P 交渉参加に係る関税撤廃の例外品目確保について

T P P は、関税撤廃を原則とする包括的な協定であり、わが国農業は壊滅的な打撃を受けるばかりか、食料自給率の向上や食料の安定供給を掲げる政府の方針に逆行し、国家の基盤となる地域経済・社会の崩壊を招くおそれがあり、また、食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念されます。

本市の農業を守るため、T P P 交渉の関税撤廃・削減等に関する「農産物の重要5品目を関税撤廃の例外とする聖域の確保を最優先とし、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」と等を取り決めた衆参両院の農林水産委員会決議を遵守するよう国に対して要望していただくことをお願いします。

## 7. 女性農業委員の登用について

遊休農地の増加や農業従事者の高齢化、後継者不足などを抱える農業や地域を活性化させていくためには、男性だけでなく、生活者としての視点を持つ女性の参画が必要不可欠です。女性ならではの提案や実践活動は地域農業の振興に資するものであり、地域での農業委員会活動の幅も広がるものと思われま

す。女性農業委員については、地域社会への一層の参画を図るため、国においても男女共同参画に関する目標を掲げ、登用増に向けた取り組みを推進しています。

現在、県下で39名の女性農業委員が活躍しておりますが、この内、議会推薦により選任委員となった方が23名(59%)、女性農業委員の割合は5.7%という状況であります。

津山市においては、平成26年7月の改選により、公選の女性委員が1名誕生するとともに、同年10月には、議会推薦枠を増加いただくことにより、1名の選任女性委員が誕生し、現在2名の女性委員が活躍しております。

しかしながら、現時点での女性委員の割合は5.3%と、国の目標である30%には、まだまだ遠い状況でありますことから、今後とも、複数の女性農業委員が推薦されるよう議会に要請していただきますようお願いいたします。

## 8. その他

政府は、「改訂・農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と国土保全といった多面的機能を発揮するための政策(地域政策)を車の両輪に見立て、国内外の需要の拡大、農林水産物の付加価値向上、生産現場の強化、多面的機能の維持・発揮を四つの柱として「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることにより、農業・農村全体の所得倍増を目指しています。

本市においては、国の政策の動向をしっかりと見据えながら「津山市成長戦略」の柱の一つである農林業分野の活性化を進め、事業実施にあたっては、これらの施策がより実効性のあるものとなるよう十分な予算措置と人員の確保をお願いいたします。